



仁淀川の一斉清掃に参加しませんか！

仁淀川の清掃ボランティアとして活動しています。ラブリバー仁淀川12団体では、次のとおり仁淀川の一斉清掃を行います。河川清掃・環境保護に関心のある、地域住民の皆様のご参加をお願いします。

▶ 日 時 10月24日(土) 8時から1時間程度

当日中止の場合は10月31日(土)

▶ 場 所 仁淀川大橋の上下流(左岸)

▶ 注意事項

- ・ゴミ袋は事務局で準備しますが、手袋(軍手)・火バサミは各団体、個人で準備してください。
- ・けがなど万一の場合の応急手当はしますが、保険はありませんので各団体、個人でご配慮ください。

▶ 問い合わせ (事務局)

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所
仁淀川出張所

☎ 894-2044

毎年10月1日は 「浄化槽の日」です

問い合わせ
環境課 ☎ 893-1160

この「浄化槽の日」は、浄化槽の設置や管理方法等について定めている浄化槽法が昭和60年10月1日に全面施行されたことを記念して制定されました。

合併処理浄化槽はトイレの水洗化で快適な生活が楽しめるだけでなく、きれいな水を川などの自然に帰し、美しく豊かな自然を守ります。

平成13年4月からは、単独処理浄化槽の新設が原則禁止され、地球にやさしい合併処理浄化槽の設置が進んでいます。

浄化槽は下水道と同程度の汚水処理性能を持つものですが、正しい使い方と適正な維持管理がなされないと、本来の機能を十分に発揮することができません。

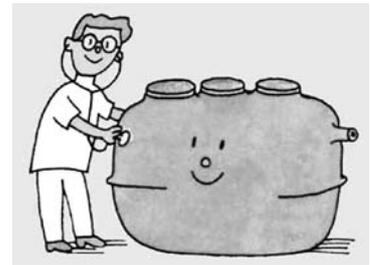
合併処理浄化槽の普及促進を図り、保守点検・清掃・法定検査をきちんと行って、高知県の美しい自然をみんなで守っていきましょう。

☆保守点検は定期的に行うことが義務付けられています。専門知識を持つ資格のある業者に委託することをお勧めします。

☆清掃は年1回以上の実施が義務付けられています。町長の許可を受けた業者に頼みましょう。

☆法定検査は、浄化槽の機能が十分発揮されているか確認する大変重要な検査です。年1回必ず指定検査機関で受けることが義務付けられています。

指定検査機関：高知県環境検査センター ☎ 860-2400



交通事故被害者の家庭をサポート

独立行政法人自動車事故対策機構では、育成資金の貸し付けや、介護料の支給を行っています。育成資金の貸し付けは、自動車事故が原因で保護者を亡くされたり、重度の後遺障害を残すことになった生活困窮家庭の児童(中学生以下)に、義務教育終了までの経済的手助けを行う制度です。また、介護料は、自動車事故が原因で重度の後遺障害を持ち、介護の必要な方に支給されます。

■金額

【育成資金貸付額】

- ・一時金 15万5千円
- ・入学支度金 4万4千円
- ・月額 2万円

【介護料(月額)】

- ・重度後遺障害の程度によって月額約3万円から13万円まで支給額は異なります。

なお、詳細は下記までお問い合わせください。

■問い合わせ

独立行政法人 自動車事故対策機構 ☎ 831-1817

(高知市南ノ丸町5-17(高知県トラック会館内))

交通事故にあわれた方のご相談に専門の相談員が応じます

相談日

月曜日～金曜日(祝日を除く。)

9:00～12:00 13:00～17:00

※来訪される場合、事前にご連絡ください。

弁護士相談日

毎月第1金曜日

13:00～16:00

※予約制要面談

相談
無料

問い合わせ

社団法人 日本損害保険協会 四国支部
高知自動車保険請求相談センター

☎ 825-0318

<http://www.sonpo.or.jp>